

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「契約局長」の下に「、県民スポーツ文化局長」を加え、「、スポーツ局長」を削り、「食品安全局長」を「健康政策局長、医療政策局長、食品安全局長」に改める。

第八条中「、広報戦略幹」及び「、デジタル政策幹」を削り、「行政監察幹」の下に「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を加え、「及び経済対策幹」を「、経済対策幹及び産業基盤対策幹」に改める。

第九条第一項中「副室長」の下に「、広報戦略幹」を、「副報道長」の下に「、デジタル政策幹」を、「主席県民相談員」の下に「、共生推進幹」を、「危機対策幹」の下に「、地域エネルギー企画幹」を、「家畜衛生幹」の下に「、全国植樹祭推進幹」を加え、「課長が」を「課長（企画幹及び地域エネルギー企画幹にあつては部長、副室長にあつては知事室長。次項において同じ。）が」に改める。

第十二条第三項第一号中「契約局長」の下に「、県民スポーツ文化局長」を加え、「、スポーツ局長」を削り、「食品安全局長」を「健康政策局長、医療政策局長、食品衛生安全局長」に改める。

別表第一都市整備部田園都市づくり課長の項受任者の欄中「都市整備部田園都市づくり課長」を「都市整備部都市計画課長」に改める。

別表第二第十二号知事決裁事項の欄中16を17とし、5から15までを6から16までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二百三十一条の二の七第一項の規定に基づき、指定納付受託者の指定を取り消すこと。

別表第二第十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同表第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中14を15とし、5から13までを6から14までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第一項の規定に基づき、業務の実績に関する評価をすること。

別表第二第十七号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄を次のように改める。

<p>1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する者のうち、調査員、嘱託員及びこれらに類する者並びに同法第二十二條の二第一項各号に規定する者を任免し、並びに勤務条件を決定すること。</p> <p>2 地方公務員法第二十八條第二項第一号及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二條の規定に基づき、職員（同法第二十二條の二第一項各号に規定する者に限る。）をその意に反して休職すること。</p>

別表第二第二十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「第七十七條」を「第六十五條」に、「第五十九條」を「第二百二十七條」に、「第四十四條第一項」を「第四十七條第一項」に改める。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「副部长」の下に「環境未来局長」を加える。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項に次の一号を加える。

<p>九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第七條第一項の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針を定めること。</p>	<p>1 法第七條第四項の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針の策定について主務大臣に協議すること。</p> <p>2 法第八條第七項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画の策定について協議を受けること。</p> <p>3 法第九條第一項の規定に基づき、過疎地域持続的発展都道府県計画を定めること。</p>
---	--	---

別表第四総務部の表人事課の項第一号事務の種類の中「（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）」を削り、同号部長専決事項の欄7中「職員」の下に「（地公法第二十二條の二第一項各号に規定する者を除く。）」を加える。

別表第四県民生活部の表共助社会づくり課の項の次に次のように加える。

<p>課一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号。以下この項</p>	<p>条例第十二條第一項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計</p>	<p>1 条例第十二條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を策定するに当たり、県民の意見を聴くこと。</p>
--	--	--

<p>において「条例」 という。）の施 行に関する事務</p>	<p>いて「基本計画」と いう。）を策定する こと。</p>	<p>2 条例第十二条第四項（同条第 五項において準用する場合を含 む。）の規定に基づき、基本計 画を公表すること。</p> <p>3 条例第十四条の規定に基づき、 男女共同参画の推進状況及び男 女共同参画の推進に関する施策 の実施状況を明らかにする報告 書を公表すること。</p>
<p>二 社会福祉法（昭 和二十六年法律 第四十五号。以 下この項におい て「法」という。） の施行に関する 事務</p>	<p>法第五十六条第八 項の規定に基づき、 社会福祉法人に対し、 解散を命ずること。</p>	<p>1 法第三十二条の規定に基づき、 社会福祉法人の定款の認可を決 定すること。</p> <p>2 法第四十五条の三十六第三項 において準用する法第三十二条 の規定に基づき、社会福祉法人 の定款の変更の認可を決定する こと。</p> <p>3 法第四十六条第二項の規定に 基づき、社会福祉法人の解散の 認可又は認定をすること。</p> <p>4 法第四十七条の四第三項及び 第四項の規定に基づき、社会福 祉法人の解散及び清算に関し、 裁判所に意見を述べ、又は調査 すること。</p> <p>5 法第五十条第四項において準 用する法第三十二条の規定に基 づき、社会福祉法人の吸収合併 の認可を決定すること。</p> <p>6 法第五十四条の六第三項にお いて準用する法第三十二条の規 定に基づき、社会福祉法人の新 設合併の認可を決定すること。</p> <p>7 法第五十六条第四項の規定に</p>

-
-
-
- 8 法第五十六条第五項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。
 - 9 法第五十六条第六項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
 - 10 法第五十六条第七項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。
 - 11 法第五十七条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、事業の停止を命ずること。
 - 12 法第五十七条の二第一項の規定に基づき、社会福祉法人の所轄庁に対し、意見を述べること。
 - 13 法第五十八条第二項第二号又は第三号の規定に基づき、社会福祉法人に対し、予算の変更又は役員了解職すべき旨を勧告すること。
 - 14 法第六十二条第二項の規定に基づき、社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の経営を許可すること。
 - 15 法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、その停止を命じ、又はその許可若しくは

は認可を取り消すこと。

別表第四県民生活部の表男女共同参画課の項を削り、同表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄2、4及び6中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同欄8中「第三項」を「第四項」に改め、同欄10、12及び14中「同条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 埼玉県エスカレーター の安全な利用の促進に関する条例（令和三年埼玉県条例第十二号）の施行に関する事務		埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例第七条の規定に基づき、管理者に対し、同条例第六条に規定する周知に関し必要な報告をすること。
--	--	--

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第一号知事決裁事項の欄中19を22とし、5から18までを8から21までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第六十一条の五第二項の規定に基づき、要避難者の受入れについて、他の都道府県知事に協議すること。

6 法第六十一条の五第四項の規定に基づき、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議すること。

7 法第六十一条の八第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示すること。

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第一号部長専決事項の欄14中「勧告又は指示等」を「指示等」に改め、同欄中33を43とし、15から32までを25から42までとし、同欄14の次に次のように加える。

15 法第六十一条の五第三項の規定に基づき、他の都道府県知事に協議する旨を内閣総理大臣に報告すること。

16 法第六十一条の五第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を協議元都道府県知事に通知すること。

17 法第六十一条の五第九項の規定に基づき、同条第八項の規定による通知の内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

18 法第六十一条の五第十二項の規定に基づき、同条第十一項の規定による報告を受けた旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告すること。

19 法第六十一条の五第十三項の規定に基づき、同条第十二項の規定による通知

を受けた旨を都道府県外協議先市町村長に通知すること。

20 法第六十一条の六第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による報告の内容を内閣総理大臣に報告すること。

21 法第六十一条の六第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による報告の内容を内閣総理大臣に報告すること。

22 法第六十一条の六第十一項の規定に基づき、同条第九項の規定による報告の内容を内閣総理大臣に報告すること。

23 法第六十一条の七第一項の規定に基づき、市町村長に助言をすること。

24 法第六十一条の七第二項の規定に基づき、内閣総理大臣に助言を求めること。

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第二号知事決裁事項の欄1中「第二条」を「第二条第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第二条の二第三項」を「第二条の二第四項」に改める。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第一号部長専決事項の欄2中「第二十一条第八項（同条第九項）」を「第二十一条第十三項（同条第十四項）」に改め、同欄3中「第二十一条第十項」を「第二十一条第十五項」に改め、同表水環境課の項第二号知事決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、4を削り、5を3とし、6を4とし、同号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、同欄1中「聴く」の下に「とともに、環境大臣に協議する」を加え、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第四条の二第四項の規定に基づき、総量削減基本方針の策定又は変更について、環境大臣に意見を述べること。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項に次の一号を加える。

四 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十号）の施行に関する事務		医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十八条の規定に基づき、医療的ケア児支援センターの指定を取り消すこと。
---	--	---

別表第四保健医療部の表機関名の項中「養護施設」を「養護施設」に改め、同表生活衛生課の項中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 愛玩動物看護師養成所指定規		愛玩動物看護師養成所指定規則第七条（同規則附則第四条第一項及び
-----------------	--	---------------------------------

<p>則（令和三年農林水産省・環境省令第七号）の施行に関する事務</p>		<p>第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。</p>
--------------------------------------	--	---

別表第四保健医療部の表に次のように加える。

<p>幹 医療法施行令（昭和二十三年政令第 三百二十六号）の施行に関する事務</p>		<p>医療法施行令第五条の三第二項の規定に基づき、基準病床数（新型コロナウイルス感染症専用医療施設に係るものに限る。）の算定について厚生労働大臣に協議すること。</p>
--	--	--

別表第四産業労働部の表多様な働き方推進課の項を次のように改める。

<p>課 一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に関する事務</p>		<p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第四条第四項の規定に基づき、男女雇用機会均等対策基本方針に關して厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
<p>多 二 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二百二十七条第一項の規定に基づき、労働者協同組合（以下この項において「組合」という。）に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>2 法第二百二十七条第二項の規定に基づき、組合に対し、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。</p> <p>3 法第二百二十七条第三項の規定に基づき、組合に対し、解散を</p>

命ずること。

別表第四農林部の表畜産安全課の項に次の一号を加える。

<p>十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第十五条第一項の規定に基づき、工事の施工の停止を命じ、又は認定畜舎等の除却、改築、増築、使用の禁止、使用の制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>2 法第十五条第二項の規定に基づき、認定畜舎等の利用の方法の改善、使用の禁止、使用の制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>3 法第十五条第三項の規定に基づき、認定畜舎等の用途の変更、使用の禁止、使用の制限その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>4 法第十五条第四項の規定に基づき、失効畜舎等の使用を停止し、又は保安上の措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>5 法第十五条第五項前段の規定に基づき、必要な措置を自ら行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>6 法第十六条第二項の規定に基づき、畜舎建築利用計画の認定を取り消すこと。</p> <p>7 法第十八条第一項の規定に基づき、認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置をとることを命ずること。</p>
---	--	---

別表第四県土整備部の表用地課の項に次の一号を加える。

<p>七 鉄道事業法(昭 和六十一年法律 第九十二号)の 施行に関する事 務</p>		<p>鉄道事業法第二十二條第五項(同 法第二十二條の二第三項において準 用する場合を含む。)の規定に基づ き、損失の補償について裁定するこ と。</p>
--	--	--

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号知事決裁事項の欄3中「第十四条
第一項及び第三項」を「第十四条第二項及び第四項」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項に次の三号を加える。

<p>九 景観法(平成 十六年法律第百 十号。以下この 項において「法 」という。)及び 埼玉県景観条例 (平成十九年埼 玉県条例第二十 六号。以下この 項において「条 例」という。)の 施行に関する事 務</p>	<p>1 法第八條第一項 の規定に基づき、 景観計画を定める こと。 2 法第十九條第一 項の規定に基づき、 良好な景観の形成 に重要な建造物を 景観重要建造物と して指定すること。 3 法第二十七條第 一項及び第二項の 規定に基づき、景 観重要建造物の指 定を解除すること。 4 法第二十八條第 一項の規定に基づ き、良好な景観の 形成に重要な樹木 を景観重要樹木と して指定すること。 5 法第三十五條第 一項及び第二項の 規定に基づき、景 観重要樹木の指定</p>	<p>1 法第十五條第一項の規定に基づ き、協議会を組織し、必要な場合 に協議会に関係行政機関等を加え ること。 2 法第二十二條の規定に基づき、 景観重要建造物の増築等の現状変 更の許可等を行うこと。 3 法第二十三條第一項(法第三十 二條第一項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき、法第 二十二條第一項の規定に違反した 者若しくは同条第三項の許可の条 件に違反した者又はこれらの者か ら景観重要建造物の権利を承継し た者に対し、原状回復又はこれに 代わるべき必要な措置を命ずるこ と。 4 法第二十三條第二項(法第三十 二條第一項において準用する場合 を含む。)の規定に基づき、原状 回復等を自ら行い、又は命じた者 若しくは委任した者に行わせるこ と。 5 法第二十四條第一項(法第三十 二條第二項において準用する場合</p>
---	---	--

<p>を解除すること。</p> <p>6 法第七十四条第 四項の規定に基づ き、市町村が準景 観地区を指定しよ うとすることにつ いて協議を受け、 又は町村が準景観 地区を指定しよ うとすることにつ いて同意すること。</p> <p>7 条例第十九条第 二項の規定に基づ き、公共事業景観 形成指針を定める こと。</p>	<p>を含む。)の規定に基づき、景観 重要建造物の所有者に対し、通常 生ずべき損失を補償すること。</p> <p>6 法第二十六条の規定に基づき、 景観重要建造物の所有者又は管理 者に対し、管理の方法の改善等を 命じ、又は勧告すること。</p> <p>7 法第三十一条第一項の規定に基 づき、景観重要樹木の伐採又は移 植の許可をすること。</p> <p>8 法第三十四条の規定に基づき、 景観重要樹木の所有者又は管理者 に対し、管理の方法の改善等を命 じ、又は勧告すること。</p> <p>9 法第三十六条第一項の規定に基 づき、景観重要建造物又は景観重 要樹木の所有者と管理協定を締結 し、管理を行うこと。</p> <p>10 法第三十八条(法第四十条にお いて準用する場合を含む。)の規 定に基づき、法第三十六条第三項 の申請による管理協定を認可する こと。</p> <p>11 法第八十三条第一項(法第八十 四条第二項において準用する場合 を含む。)及び第九十条第二項の 規定に基づき、景観協定を認可す ること。</p> <p>12 法第八十三条第二項(法第八十 四条第二項及び第九十条第三項に おいて準用する場合を含む。)の 規定に基づき、建築主事を置かな い市町村である景観行政団体の長 から協議を受けること。</p>
---	--

<p>十一 埼玉県屋外 広告物条例（以 下この項におい</p>	<p>十 屋外広告物法 （昭和二十四年 法律第百八十九 号）の施行に関 する事務</p>	
<p>条例第六条第二項 ただし書の規定に基 づき、活力ある町並</p>		
<p>1 条例第四条第一号、第二号、第 八号、第九号、第十一号、第十二 号及び第十五号、第五条第五号並</p>	<p>屋外広告物法第二十八条後段の規 定に基づき、条例の制定又は改廃に 関する事務の全部又は一部を処理す ることとなる市町村の長に協議する こと。</p>	<p>13 法第八十八条第一項の規定に基 づき、景観協定の廃止を認可する こと。</p> <p>14 法第九十二条第一項の規定に基 づき、一般社団法人若しくは一般 財団法人又は特定非営利活動法人 を、その申請により景観整備機構 として指定すること。</p> <p>15 法第九十五条第二項の規定に基 づき、景観整備機構に対し、その 業務の運営の改善に関し必要な措 置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>16 法第九十五条第三項の規定に基 づき、景観整備機構としての指定 を取り消すこと。</p> <p>17 法第九十八条第二項の規定に基 づき、市町村が景観行政団体とし て事務処理することについて、市 町村長から協議を受けること。</p> <p>18 条例第十八条第三項の規定に基 づき、同条第一項に該当する協定 を景観形成協定として認定するこ と。</p> <p>19 条例第十八条第八項の規定に基 づき、景観形成協定の認定を取り 消すこと。</p>

<p>て「条例」とい う。)の施行に 関する事務</p>	<p>みを維持する上で広 告物が特に重要な役 割を果たしている と認められる区域を 活用地区として指定 し、当該広告物活用 地区の状況に応じた 基準を定めること。</p>	<p>びに第五条の二の規定に基づき、 区域、区間及び物件を指定するこ と。 2 条例第七条第二項第三号の規定 に基づき、行事を指定すること。 3 条例第十三条の二の規定に基づ き、国又は地方公共団体が、公共 的目的をもつて表示する広告物又 はこれを掲出する物件を表示し、 又は設置することについて当該国 又は地方公共団体と協議すること。 4 条例第十三条の三第一項及び第 二項の規定に基づき、良好な景観 を形成するため広告物及び掲出物 件の整備を図ることが特に必要で あると認められる区域を景観形成型 広告物整備地区として指定し、景観 形成型広告物整備基本方針を定め ること。 5 条例第十三条の四第二項の規定 に基づき、広告物協定が良好な景 観の整備に資すると認められる区域を 広告物協定地区として指定するこ と。 6 条例第二十五条の四第一項の規 定に基づき、屋外広告業の登録を 取り消し、又はその営業の停止を 命ずること。</p>
--------------------------------------	---	--

別表第四都市整備部の表田園都市づくり課の項を削り、同表建築安全課の項中第
六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、
第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>十三 長期優良住 宅の普及の促進 に関する法律(平</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関す る法律第十八条第一項の規定に基づ き、住宅の容積率の特例に係る許可</p>
--	--

成二十年法律第
八十七号)の施
行に関する事務

をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄8中「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項後段(法第六十六条において準用する場合を含む。)」に改め、「権利変換計画」の下に「の策定又は変更」を加え、同欄9中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同欄25中「第四百四十一条第一項」を「第四百四十一条第一項後段(法第四百四十五条において準用する場合を含む。)」に改め、「分配金取得計画」の下に「の策定又は変更」を加え、同欄に次のように加える。

34 法第六十八条第一項の規定に基づき、敷地分割組合の設立について認可すること。

35 法第八十三条第一項の規定に基づき、定款又は事業計画の変更について認可すること。

36 法第八十六条第四項の規定に基づき、敷地分割組合の解散について認可すること。

37 法第九十条第一項後段(法第九十七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、敷地権利変換計画の策定又は変更について認可すること。

38 法第二百十三条第一項の規定に基づき、敷地分割組合に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること。

39 法第二百十三条第二項の規定に基づき、敷地分割組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずること。

40 法第二百十四条第一項及び第二項の規定に基づき、敷地分割組合の事業又は会計の状況を検査すること。

41 法第二百十四条第三項の規定に基づき、敷地分割組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずること。

42 法第二百十四条第四項の規定に基づき、設立の認可を取り消すこと。

43 法第二百十四条第五項の規定に基づき、総会又は総代会を招集すること。

44 法第二百十四条第六項の規定に基づき、理事若しくは監事の解任又は総代の解任を投票に付すこと。

45 法第二百十四条第七項の規定に基づき、議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

<p>管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号。以下この項において「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の施行に関する事務</p>	<p>項の規定に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成すること。</p>	<p>づき、管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告すること。</p> <p>2 法第五条の九の規定に基づき、認定管理者等に対し、改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>3 法第五条の十第一項の規定に基づき、管理計画の認定を取り消すこと。</p> <p>4 法第五条の十三第一項の規定に基づき、指定認定事務支援法人を指定すること。</p> <p>5 法第四条の二第二項の規定に基づき、マンション管理適正化推進行政事務の処理について、町村の長から協議を受けること。</p> <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令第四条の規定に基づき、指定認定事務支援法人の指定を取り消すこと。</p>
---	--	--

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四保健医療部の表生活衛生課の項の改正規定 令和四年五月一日
- 二 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号の改正規定 令和四年六月一日
- 三 別表第四産業労働部の表多様な働き方推進課の項の改正規定 令和四年十月一日